

平成28年版 国家公務員の給与 ーその仕組みと取扱いー 正誤表

○215ページ [例] (2) 増額改定で届出が遅れた場合

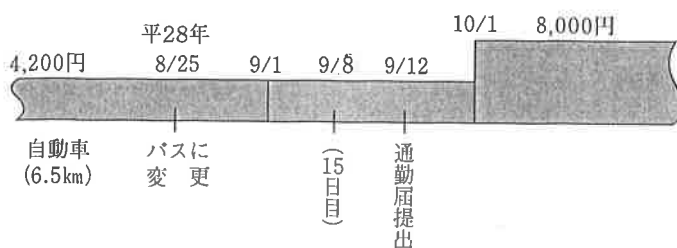
図の「日付の訂正」

正	誤
9/8 (15日目)	9/9 (15日目)

※ この場合の15日計算の起算日は、認定しうる事実(通勤行為)が午前0時にあったものとして8月25日とする。

(正しい図)

(2) 増額改定で届出が遅れた場合



届出が15日を経過しているため、10月からの改定となる。
なお、この場合の15日計算の起算日は、認定しうる事実(通勤行為)が午前0時にあったものとして8月25日とする。

なお、「平成27年版 国家公務員の給与」においても同様の誤りがありました。
謹んでお詫び申し上げます。

平成28年9月

一般財団法人公務人材開発協会 人事行政研究所